

人としたし（一九四七年五月一日SCAPIN第一六七九号非日本人〔Non-Japanese〕としたし、再び一九四八年六月二日SCAPIN第一九一二号（同一のもので一九四七年八月四日SCAPIN第一七五七号）で特殊地位国人“Special Status Nations”と規定して、オーストリア、セイロン、フィンランド、イタリア、ラトビア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、リトニア、ハンガリー（重複）、一カ国と同じに取扱っている。そして特殊地位国というのは、連合国、中立国、敵国、またアルバニア国のように地位未定国とされた国を指称とした。これはSCAPINの覚書に「連合国とは国際（UN）加盟国家を言う」、この覚書により在日韓僑の総括的立場は鮮明だったが、韓僑に関する一般覚書は具体的に大韓民国国民であると規定したものが多く。

その次に日本政府の態度を見ると、一九四六年一月二日SCAPIN第六七七号の「若干地域の政治上行政上、日本から分離するに關する覚書」による選挙法改（正）において、選挙参与権は衆議院、参議院、各地方自治法等に「戸籍法適用者に限る」という規定である。外国人登録令に「朝鮮人は当分間外国人とする」とし、より一層奇異なのは一九四九年三月一五政令第五一号の「外国人財産取得に關する政令」第二条一の但し書には、「一九四五年九月二日」に日本国籍を持ち、またその日以後継続してこの政令の施行地域に居

住する者」として、在日韓僑を指称している。

即ち、在日韓僑は一九四五年九月二日まで日本国籍を持っていて、またこの国籍の離脱は大韓民国の樹立や、駐日代表部の国籍証明書（国民登録）交付如何を問わず、講和条約発効時まで未確定という態度を取っており（国民登録実施後である一九四九年一月一日の外国人登録令改正時にも、これまた当分間という用語の変更がない）、その反面一九五〇年七月一日改正日本国籍法で、帰化条件には韓僑の帰化制限を目的とした特異な項目（第四条の第四号）を規定しており、日本政府の意図は在日韓僑の追放は国際条例の通例である「国籍選択と退去問題」と規定し、講和条約時に国籍保持を主張すれば最悪の場合としても、居住移転（退去）の効果だけを得ようとするに過ぎない。

第三に駐日代表部の態度は、完全な一貫性を持たずにいる。最初は自動的に国籍回復した居留民を連合国民としての地位獲得に努力したが、その前提条件である国際行政客体である僑民に対して、政治的・法律的に在外国民保護の権限が確固でなかったが、一九四九年六月「在日外国国民登録令（在外国民登録令の間違ひ）」の施行で漸次好転している。

国民登録の有無が韓国国籍の有無を根本的に左右するのではなく、既に韓国国籍の機能を復旧した韓僑の第三者に対する証明書であると同時に、居住許可の黙認を表示するものなので、対日講和条約前にこの登録の完遂を

期している。駐日代表部は対内的には別問題だが、対外的には本国に国籍を持つ者、及びその妻、または大韓民国（国民）になろうとする国籍回復可能者は、全部大韓民国国民として保護する。（中略）
六七〇六八頁 在日韓僑の国籍問題と居住移転問題

在日韓僑は最初から最後まで、即ちどの瞬間にも日本国籍を取得したことはなかった外、旅券及び海外において日本外交権下にいる時にも一括して保護籍程度だ。ただその機能だけを三六年間停止させられていて、日本敗戦で自動的にその機能（能）を発揮させたので、在日韓僑に関しては国籍選択云々、その法的根拠が薄弱だ。ある者は一九四六年三月六日SCAPINで在日韓僑登録から帰国の意思を放棄したので日本に永住する意思、即ち日本国民になるという意思表示として日本国籍者としたが、居住と国籍取得の因果関係を、ただ帰還を速くできないという意思表示に、必要以上の重点を置くことは理論的矛盾である。特に一九四六年以後帰国しない理由のひとつには、携行できる財産の制限が甚だしかったせいが多い。

在日韓僑の居住移転を要望するのは、日本政府の一貫した考えである。即ち政治的意図から発生した選択希望を国際法上で妥当化するのために、色々努力をしている日本の現状から推して、この問題は国籍選択を固執して、最悪の場合でも相互主義を主張し、一般外国

人の生活無能力者、犯罪者、その他防共陣営強化に反対した者、等々の他律的帰国を要請するものだ。考えてもあるSCAPの一部の態度も、こんな点を示唆している。上でも若干の条約先例を簡単に説明したが、まだ在日韓僑の多くの立場、特にその数の多量と五カ年という長久な占領期限という特殊な事情下で講和条約に対する先例がないので、大韓民国としてはこの僑胞の居住自由権獲得を主張することで、新しい先例を作成するだろう。そのような意味からわれわれは内的に国民登録の完遂に努力し、再び日本法令である「外国人登録令」の運営に「大韓民国国籍」の確認を至急実現させるように、一方犯罪者、生活能力のない者、その他の本国送還という国際道義を守ることで、一般僑胞の居住権を保護するようにする。

即ち条約先例が国際法理論としては、相互主義以外に自己国民を外国に居住させる自由がないので、この点は抜本的に解決しなければ困難だ。特に韓国の全領土から日本人を退去させたカイロ宣言の実践が完了した点と、一九四五年八月一日以後在日韓僑の一時の興奮と、その後一部の赤色分子の反社会的行動が、日本人は勿論SCAP自体にまで、それ程良い印象を与えなかったことから、対日講和条約の中に在日韓僑の居住自由権を確定できなければ、韓僑の立場はより困難な状態に至り易い。

しかし日本の『新入国管理法』の立法、施行を控え、在日韓国人が大韓民国国民、つまり外国人であることを主張すれば、まだ永住権が確定していない在日韓国人にもこの『新入国管理法』が適用され、退去強制、日本から追放される対象になるという問題が生じた。

韓日会談予備会談 在日韓人の法的地位問題 事前交渉、一九五一、五一九（登録番号七八） 四頁、六頁 五月一日 駐日代表部金龍周公使が外務部長官に送った書簡 一部悪質的共産系列人物の強制送還問題に関する件

（前略）もしも『新入国管理法』が施行される場合には、次のように在日居留民とその財産権に大きな悪影響を与えることと料される。即ち同回答の内容を解剖すると、一、形式上としては日本政府が一方的に新法規を立法、適用させ、強制追放するようになるだろうし、二、その内容においては、一九四五年九月二日以後適当な手続きを経由せずに入国した善良な韓国人も強制送還されるようになるだけでなく、同時にその財産権も保障されない危険性があり、また一方悪質的共産系列の人物であっても一九四五年九月二日以前から続けて居住する場合にはまだ、いわゆる在日韓国居留民の国籍に対する国際的確認が成立していない以上、韓国国民と認定することはできないので、強制的に追放できないという連合国最高司令部当局の見解を指摘するこ

とができます。（後略）

それで韓国政府は内部でこの問題を検討し、日韓の政府間の交渉ではなく、連合国最高司令部の力を借られないものかという会議を開く。「日本が在日同胞を全部韓国人として取扱えば、外国人に対する行政上多くの便宜になる」という文言は、韓国政府が在日韓国人側の立場ではなく、日本政府にすり寄って行く姿勢を示して余りある。

三四頁、四八頁 在日同胞の法的地位に関する会議録

日時 六月二八日午後二時

場所 法務部長官室

出席者 卞榮泰外務部長官、曹正煥外務部次官、金東祚外務部政務局長、趙鎮滿法務部長官、金潤根法務部次官、洪璉基法務部法務局長

（会議の結果）

一、在日同胞の内、犯罪をした悪質共産分子を日本から追放させるためには、韓日間に犯罪人引渡しに関する条約が締結されなくてはならない。

二、しかし韓日間犯罪人引渡しに関する条約を締結するためには、先に在日韓国人の国籍問題を確定しない限り、その条約を締結するのは困難である。

三、それゆえに当面の問題として要求されるのは、在日同胞の法的地位問題をSCAPと交渉して、在日同胞は全部が大韓民国の国籍

を持つているということを、左の諸論拠によつてSCAPが確認するようにすること。

(ア) ポツダム宣言により既に、日本は韓国に対する主権を放棄したので、韓国国民は韓国の主権を回復した大韓民国の国民であり、したがつて在日同胞も大韓民国憲法及び大韓民国国籍法に依拠した大韓民国国民である。

(イ) 過去帝政時に日本は、日本国籍法を韓国には適用しなかった。

(ウ) 一九四九年一月二日に国連総会で決議された「大韓民国政府は唯一の合法的政府」という点を考慮する時に、当然海外僑胞は大韓民国の国籍を持っているのである。

(エ) 在日台湾人の中国国籍回復に関する一九四七年二月二五日付連合国最高司令部覚書のような先例もあるので、在日韓国人が大韓民国国民であるということも、これまたSCAPの覚書によつて確定できる問題である。

(オ) 条約は条約によつてのみ無効化されるものではなく、その条約を無効化させるだけの事実が発生した時には、その条約が無効化するという国際法上の一般原則を考慮する時に、日本のポツダム宣言受諾、米ソ両軍の進駐、大韓民国の樹立、諸国の大韓民国承認等々の事実、前記の条約を無効化させるのに充分なものである。

(カ) 日本が在日同胞を全部韓国人として取扱うことで、外国人に対する行政上多くの便宜になるだろう。

しかし韓国側の目論みは連合国最高司令部

外交局との予備会議で固く拒絶され、在日韓国人の法的地位に関する問題は日韓政府間の直接交渉に委ねられることになる。

六七頁〜七二頁 在日韓人法的地位に関する予備会議経過報告

日時及び場所 八月二四日午前一〇時〜同五五分 DS/SCAPに於いて

出席人員 SCAP側 Mr.W.H.Sullivan DS, Mr.R.B.FINN DS, Mr.J.Bassin LS, Maj.E.G. Tobin G2, 韓国側 葛弘基参事官、兪鎮午法律顧問、金泰東一等書記官、韓奎水三等書記官、司会 サリバン二等書記官

一・開会冒頭司会者から、本件は日本政府と直接交渉で決定せよというSCAPの根本方針は不変なので、近い間に直接会談することを希望するという発言があった。

二・これに対して葛博士から本会開催を同意したことに対して謝意を表すると前提し、本件はポツダム宣言によつて既に決定した問題なので、日本政府との直接交渉で解決するのではなく、SCAP覚書で決定できるということを強調した。

三・これに対して法律局ベーシン氏は、ポツダム宣言は国籍問題とは関係がないということ。即ちポツダム宣言により韓国が主権国家として独立し、韓国国籍法を制定して、韓国人の後裔は現在いかなる地域に存在しても韓国国籍を所持すると規定したとしても、本韓国国籍法を日本政府がそのまま受諾するよう

には強制できない。二重国籍と無国籍は避けなければならないので、日本政府と交渉して韓国国籍法に日本が合意するなら、問題は解決するだろうという答があった。

四・日本政府が講和条約発効前にいかなる問題を交渉決定する権限を有するかという韓国側質疑に対して、SCAP側でも異論がなかったのではないが極東委員会に権限があるので、日本政府は決定権を付与されたのではなく韓国政府との本件交渉を許容されたということである。

五・日本の管理(CONTROL)はSCAPの主眼ではないかという反問に対して、管理(CONTROL)というより責任(RESPONSIBILITY)取るというものであるので、本件のように長久な将来に影響する性質(LONG TERM SIGNIFICANCE)がある件は、SCAPの権限外である(BEYOND THE SCOPE OF SCAP'S AUTHORITY)。

本範囲に関してはSCAP自身でも疑義があったが、米政府とFECの明示司令により、国籍問題はSCAPの権限外ということが明白になったということだ。国際法の原則上、平和条約に随伴する案件決定(PEACE SETTLEMENT)は占領当局の権限外であるということ、日本政府も知っているだろうという説明があった。

六・兪鎮午氏がa、韓国人の日本国籍は日本人の日本国籍と根本的に違うという点、及び本件は国籍の変更でなく、確認の問題(MATTER

OF CONFIRMATION) という点を敷衍(詳しく)説明したところ、SCAP側では確認であるか確定(ESTABLISHING)であるかを問わず、SCAPでは取扱できない。もし韓国側が本会議でSCAP側代表を完全に説服(CONVINCE)したとしても、SCAP側は何ら決定できない問題だと断言した。

以上のような経過を経て駐日代表部齋鎮午法律顧問、高麗大学総長が、韓日間に介する諸問題に関して調査した結果を報告する。在日韓国人が国籍を自由選択できることが前提になっていたり、在日の中で北朝鮮支持者が五〇万に達するのに、現韓国政府の支持者が八万にしかならない、かと言って彼らに北朝鮮国籍を認める訳には行かず、潜在的な韓国国籍保持者として扱うのだが、その実効力があるのか注目される。

韓日会談予備会談(一九五一、一〇、二〇—二、四) 本会議 会議録、第一—一〇次、一九五一、(登録番号七七) 六—一七頁 駐日代表部齋鎮午法律顧問の日本出張報告書、一九五一、九、一〇 在日僑胞の国籍問題

問題の沿革

連合軍は一九四五年一月に発表した「対日初期政策」で、韓国人を「解放された民族」(liberated people)と取扱うことを明示したが、一九四八年六月二日付SCAP覚書においては若干干政策を変え、「特別な地位を持った

国民」(special status nation)とした。「特別な地位を持つ国民」というのは、日本人ではないが、そうかといって確定的に日本国籍を離脱した国民とも見られない、一種特異な地位を持つ国民という意味だ。連合軍は日本の裁判所で刑の判決を受けた韓国人で、韓国帰還を希望する者にはその判決を再審査受ける特権を付与し、これを普通の日本国民と区別する措置を取ったが(一九四六年二月一九日SCAP覚書)、一方韓国人が完全に日本国籍を離脱したとは見なさないで、韓国人の国籍は講和条約締結時に最終的に決定するだろうという見解を取って来た。そうしてSCAPは韓国人の登録と撤帰に関する措置を覚書で発表し(一九四六年三月二六日)、これに応じない韓国人は日本人と同一に取扱うことを発表した。

国籍と利害関係

韓国人を「特別な地位を持つ国民」又は「第三国人」と言って、準日本人として取扱ったのは、日本の利益に合致するものだった。なぜならば韓国人に連合国人待遇をすれば、連合国人に付与される治外法権その他の特権を韓国人にも付与しなければならぬが、韓国人を日本国民として取扱えば、そのような特権的地位を認める必要がないからだ。しかし講和条約が締結された今に至っては、問題は若干変わったことを注意する必要がある。即ち講和条約が効力を発生した以後には(条約第二三条に依り、調印各国の過半数の批准があ

る時に効力を発生するようになって)、連合国人であっても、何らの特権を持たない普通の「外国人」に過ぎないので、韓国人を外国人として取扱っても何ら韓国人に特権を付与することにならないだけでなく、日本国籍を持つ者として取扱うより却って、外国人として取扱うことが日本に有利なのである。なぜならば外国人に内国人と同一な待遇(national treatment)を付与することは、逆にこれを優待することになるからだ。したがって今となつては韓国人を外国人として取扱うのが日本政府の意図であることに見え、またSCAPもこれに対して別に異なる意見を持つはずもないと見る。

国際法上の慣例

一方、戦争の結果、領土の変更、または新国家の成立がある時に、その領土内に居住している住民、または本籍をその領土に置いている人の国籍が、国際法上どのように取扱われるかを見ると次の通りだ。

一番目 領土変更の場合に、その変更される領土に居住する人たちの国籍は、講和条約が成立する時までには従来の地位を維持するのが国際法上の原則だ。これを韓国の場合に適用するならば、韓国にいる韓国人も講和条約が成立する時までには、日本国籍をそのまま保有するというのが従来の国際法上の原則だ。

しかしこのような従来の原則は、韓国の場合には適用できない。韓国にいる韓国人は今回の講和条約締結前に既に事実上だけでなく、

法律上でも日本国籍を離脱して、韓国国籍を取得したのである。それは韓国が日本のポツダム宣言受諾に因って、既に実質的に日本の支配を離れ、一九四八年八月一日の大韓民国政府樹立に因って韓国の独立は既に法的に確定したからだ。同年一月二〇日法律第一六号国籍法の公布は、韓国国民の国籍を形式的に確認した措置だった。

二番目 日本にいる韓国人の地位はどうかといえ、第一次世界大戦後には類似した境遇に処した人々には国籍の選挙権を認め、本国国籍を選択する人々は一定期間内に、本国に住所を移転するように要求されるのが例だった。即ちこれを韓国の場合に適用すれば、日本にいる韓国人は講和条約後に韓国国籍と日本国籍の両者の内ひとつを選択する権限を付与される代わりに、韓国国籍を選んだ場合には一定期間内に韓国に退去しなければならぬのである。

しかし以上のような措置を取るためには、日本にいる韓国人が今もなお日本国籍を持っているとするとSCAP及び日本政府の見解が正しいということ前提としなければならぬが、本人はこの種の見解に同意できない。即ち日本にいる韓国人も、既に韓国国籍を取得したのであり、ただそれを日本政府が確認することだけが残っているのである。領土変更の場合に国籍問題が起き、それが講和条約に依って最終的に処理されるのが従来の国際法上の例ではあるが、それは講和条約が戦闘

行為の終了後幾らもしないで、すぐに締結される場合に限られるのである。しかし韓国の場合には対日講和条約締結までに、六年という長い時間がかかり、その間に韓国の日本支配からの離脱、大韓民国の独立、その国際的承認等の政治的及び法的変化が起きた。国籍だけでなく領土変更それ自体も、普通の場合には講和条約で初めて変更が行われるのだが、韓国の場合には韓国の独立は既に成立した法的事実であり、今回の講和条約に依って初めて形成されるのではない。同じように在日韓国人の韓国国籍取得も、既に実質的には行われたのであり、今回韓日間にある種の条約ないし協定が成立するとしても、それは単純に過去の事実を確認する効果しか持たないものと見るべきだろう。在日韓国人は既に韓国国籍を取得したのであり、残った問題はその事実を日本政府が確認することだけだ。

万一本側が在日韓国人の日本国籍に固執するならば、一種の二重国籍の問題になるだろう。

在日韓国人の登録問題

現在在日韓国人に対しては、韓国代表部で登録を受けているが、その成績が極めて不良で、一方日本政府では韓国人と朝鮮人（北韓傀儡追随者）を区別し別に登録を受けているが、前者の八万に対して後者は五〇余万という。それなら国籍に関する条約が締結され、これから韓国代表部で登録を受けるとしても、多数の未登録者（北韓支持者）が生じるだろ

うが、それをどう処理するかという問題が発生することが予見される。

万一登録が国籍取得の要件ならば、未登録者は無国籍者として取扱われるだろう。しかし登録は確認行為に過ぎないので、未登録者も韓国国籍を持つ者として処理しなければならぬだろう。

在日韓国人の居住と営業権問題

日本と条約を結んだ結果、在日韓国人が国籍の選択権を得て韓国国籍を取得するのなら、日本側から在日韓国人の韓国撤帰問題を提起する危険性が濃厚だ。しかし前述したように在日韓国人は、既に三年前に完全に韓国国籍を取得したとすれば、既に三年も居住した日本から理由なく強制退去される理由はひとつもない。

在日韓国人の財産撤出問題

戦争に因る破壊の結果、在日韓国人の財産を本国に撤出し、本国の復興に貢献させなければならぬ必要は一層増大しているが、在日韓国人の国籍問題さえ確定すれば、この問題解決の基礎も確立するといえるだろう。

在日韓国人に対する日本政府の当面政策

日本政府は出入国管理庁という官庁を設けて、外国人の出入国に関する事務を管理しているが、その主要目標が韓国人の密入国取締りと強制送還にあるのは、二言を要しない。現在日本政府は強制送還に関する法律案を準備中というが、聞くところによれば日本共産党関係者、住所不定者、一定な職業がない者

等を日本から強制退去させようとしている。共産党関係者の強制退去は仕方ないとしても、その他の規定は濫用される憂慮があるので、これに関してわが政府から適当な事前措置があることを希望する。

次に在日の状況についての統計表が添付されているが、これは韓・日会谈予備会談在日韓人の法的地位問題事前交渉、一九五二、五一、一九（登録番号七八）の二二七〜一三六頁に掲載された駐日代表部の報告と同じ物である。第一次韓日会議（一九五二、一一、一五―四、二一）在日韓人の法的地位委員会会議録（登録番号八二）

二八〜四一頁 在留（日本）韓国人調査表
〔表は78〜79頁に掲載した〕

しかし在日韓僑の国籍及び居住権問題は緊急な問題ではないので、日本政府との交渉は別途指示があるまで中止せよという指令が下される。

韓日会谈予備会談在日韓人の法的地位問題
事前交渉（登録番号七八）

一〇九〜一一〇頁 外務部長官から駐日大使に宛てた文書 九月二六日 外政第九七八号
在日僑胞の国籍及び居住権問題に関する件

首題の件、在日韓僑の国籍及び居住権問題に関しては、日本政府と交渉する案で先般指示したことがある。本件の問題に関しては将来的に対日本基本的な諸問題解決段階で同時に解決されるだろうし、緊急な問題ではない

と史料するので、日本政府との交渉は本部の別途指示がある時まで中止なさることを望むものである。

そして在日韓僑の国籍に関する協定要綱案になる元が、初めてまとめられて行く。

在日の国籍選択権が内部で検討されていたことが注目される。

一二頁〜一二六頁 一〇月八日 法務部長官が国務会議議長に宛てた文書

在日韓僑の国籍問題に関する協定の要綱審議の件

日本に居住している約五五万名の韓国人の国籍帰属に関して、次のような方案を提出するので審議していただけるようにお願いいたします。

在日韓僑の国籍帰属に関する方案は、別添した協定要綱と同じでふたつがあります。その要綱を要約すると第一に

一、在日韓僑全部に韓国の国籍を取得させると同時に、日本で永久に居住できる権利と、また自由に退去できる権利を付与し、続けて日本に居住する時には不動産、漁業権、鉱業権、企業権などのすべての財産権の所有と、経済的活動において日本人と同一な保護を受けるようにし、本国に退去される時もその不動産などのすべての財産権を日本で続けて保有できるようにするだけでなく、その財産を処分したり、その動産を携帯して帰国しようとする時も、日本政府からのすべての税金の

賦課を免じられるようにするものです。

第二に

二、一九四五年八月九日以前から日本に居住する者で、その後まで続けて日本に居住した韓国人全部を日本国籍を持つものと認定し、彼らに一定の期間内に韓国の国籍を選択できる権利、即ち国籍選択権を付与し、韓国の国籍を選択した韓国人を日本に永久に居住できる権利と、すべての財産権の所有と経済的活動、退去時の財産権の継続保有と処分、携帯、帰国時の免税などを、前者と同一にするものです。

上記両者の利害得失を比較し細かく見ると前者、即ち在日韓僑全部に韓国の国籍を取得させることは、在日韓僑全部がわが国の国民になる長点があるが、しかしその中に日本の国籍を取得しようとする韓人がいるなら、日本国籍法によって帰化できるのです。ところが日本国籍法による帰化の条件の内、特異なものを見れば独立した生計を営為するのに足りる資産または技能があり、また思想が不穏でない者を法務総裁が許可して帰化させられるようになっていきます。（同法第四条、五条、六条）

ゆえに思想が穏健で富裕な韓国人が日本人に帰化しようとする時には比較的容易に帰化できるが、そうでない者は帰化もできません。それだけでなく十一月一日から発効する予定の「外国人出入国管理令」によれば、思想が不穏な者は容易に本国に追放できるようにな

1、居留民総数分布状態 (外国人登録国籍別人員調査表一九五一年六月末日現在)

県別/区分	韓国	朝鮮	計	県別/区分	韓国	朝鮮	計
北海道	500人	7999人	8499人	栃木	401人	2442人	2842人
青森	336	1899	3235	群馬	160	3277	3437
岩手	309	3062	3371 ⁽²²³⁵⁾	埼玉	869	3320	4189
宮城	885	4933	5817	千葉	3152	6314	9506
秋田	616	1626	2242	兵庫	8608	45338	53946
山形	145	1315	1460	奈良	1347	3412	4799
福島	81	5010	5091	和歌山	514	4665	5179
茨城	648	5188	5836	島根	400	2438	2838
鳥取	486	5419	5905	富山	256	2284	2540
岡山	1315	13050	14375	石川	472	3500	3972
広島	3312	12893	16205	福井	661	6050	6711
山口	1494	25527	27021	山梨	448	2891	3339
徳島	57	652	709	長野	931	6141	7072
香川	99	1572	1671	岐阜	962	9075	10037
愛媛	112	3019	3131	静岡	1201	6458	7659
高知	10	1324	1334	愛知	5310	30259	35569
東京	7388	36035	43423	三重	916	7578	8494
神奈川	2395	15803	18198	滋賀	1015	7499	8514
新潟	1197	2625	3822	京都	6937	29912	36849
大阪	23391	81394	104785	福岡	2680	29396	2076
佐賀	215	3311	3526	長崎	1500	7287	8787
熊本	628	3667	4295	大分	430	7760	8190
宮崎	445	2026	2471	鹿児島	76	1387	1463
				合計	85320	468110	553430

1、居留民総数分布状態 (一九四七年臨時国勢調査 総理庁統計局)

北海道	5750人	埼玉	2781人	香川	1234人	福井	5407人	佐賀	3757人
青森	1032	千葉	7396	広島	16858	山梨	2566	長崎	7088
岩手	2169	東京	27145	山口	26101	長野	4926	熊本	3907
宮城	3972	兵庫	55915	愛媛	2699	岐阜	11028	大分	8861
秋田	1578	奈良	6128	高知	1601	静岡	7066	宮崎	3026
山形	1459	和歌山	5712	福岡	30203	愛知	32952	鹿児島	1311
福島	5161	鳥取	2510	神奈川	18180	三重	8448		
茨城	4850	島根	6138	新潟	3286	滋賀	10280		
栃木	2101	岡山	15735	富山	2307	京都	37717		
群馬	3013	徳島	694	石川	3399	大阪	93456	合計	508905人

2、男女別 (一九四七年臨時国勢調査 総理庁統計局)

総数 508905人 内訳 男 319300人、女 189605人

3、適齢者数 (満20歳～満40歳) (居留民総数508905人から厚生省統計調査部推算)

総数 277502人 内訳 男 195962人、女 81540人

4、学齢者数 (満6歳) (居留民総数508905人から厚生省統計部推算)

総数 6539人 内訳 男 2853人、女 3686人

5、一九五〇年朝鮮人犯罪統計 (法務府統計資料)

区分	件数
東京高検管内	21,524
大阪高検管内	25,710
名古屋高検管内	8,877
広島高検管内	10,901
福岡高検管内	10,692
仙台高検管内	4,632
札幌高検管内	2,760
高松高検管内	1,299
合計	86,395

朝鮮人 収容者調査 (一九五〇年七月末日調査)

	刑務所 数	受刑者		その他				
		男	女	男				
東京高検管内	17	1449	5	654		2153	5	2158
大阪高検管内	10	1698	8	449	9	2147	17	2168
名古屋高検管内	9	834	2	230	2	1064	4	1068
広島高検管内	7	890	3	190	2	1080	5	1085
福岡高検管内	11	1189	9	405	19	1594	28	1622
仙台高検管内	6	394		120		513	513	
札幌高検管内	6	538		95		633		633
高松高検管内	4	199		27		226		226
合計	70	7240	27	2170	32	9410	59	9469

6、婚姻、出生、死亡、届出状態（法務府統計資料）

年度／区分	出生	死亡	婚姻	離婚	縁組	離縁	その他	計
1947年度	7325	2789	551	81	146	11	58	10961
1948年度	11743	2814	1355	126	111	15	170	16334
1949年度	19460	4934	2055	289	490	17	488	27733
1950年度	20372	5024	1881	194	267	27	302	28067

7、韓国及び日本国籍取得者数（在日韓僑統計表一九四八年十二月末現在）

韓日本人結婚総数	115,182組
内訳 (1) 韓男と日女との結婚数	110,797組
(2) 韓女と日男との結婚数	1,500組
(3) 韓男の日家への入夫養子数	2,869組
(4) 日男の韓家への入夫養子数	16組

8、教育状態（在日韓国人統計表 一九四六年十二月末現在）

学齢に達した青少年数	67565人
内訳 (1) 大学及び専門	3500人
(2) 中学生	9152人
(3) 小学生	54913人

9、職業状況（在日韓国人統計表一九四八年十二月末現在）

(1) 官公吏及び公務員	1,700人
(2) 会社員及び出版書籍業	9,500人
(3) 工業及び繊維業	6,500人
(4) 商業	15,000人
(5) 農業	5,500人
(6) 漁業及び製塩業	1,238人
(7) 自由及び土建業	155,000人
(8) 無業（老人、主婦、嬰兒）	118,282人
(9) 残余は全部失業者	

在日韓僑企業状態調査表（一九五〇年九月末日現在）

一、在日韓僑総人口数	541,597名			
一、自由生活者（一定な職業のない者、浮動生活者）	約483,574名			
一、小企業者（一万円以上五拾万円程度）約十%弱	53,371名			
一、中企業者（五拾万円以上一千万円程度）約一%弱	4,473名			
一、大企業者（一千万円以上）	地方別調査 179名			
大阪府	60名	ゴム、鉄工その他、三重県	3名	鑄造
東京都	70名	木材、貿易、各種機械製造、鉄工、その他		
京都府	7名	織物、神戸市	30名	ゴム、貿易、その他
神奈川県	1名	機械製造、秋田県	1名	建築
山梨県	2名	木材、群馬県	1名	木材
埼玉県	1名	鉄工、北海道	1名	木材
島根県	1名	木材、福岡県	1名	木材

備考 以上のような現実にあるが、各企業者たちは融資先がなく休業状態にあることを添記する。

つたので、日本側では彼らのいわゆる「望ましい韓国人」だけを帰化させることもできるし居住させることもできるが、「望ましくない韓国人」に対しては容易に韓国に追放できるようにするでしょう。それでも現在までの各種情報を総合すれば、講和条約後領土が狭小だからと日本の最大の政治問題が人口問題で、積極的に日本の人口を海外に移住させる政策を推進させる一面、また消極的に国内の外国人で喜ばしくない韓国人を本国に送還し、人口問題、治安問題に関して一挙に両得をしようという政策が明らかです。このような観点から見るとこの立場は、韓国が主張さえすれば日本は前例通りに賛成するでしょう。ゆえにわれわれがこの方案を採択するならば、日本にいるのが韓僑の永住権を確保するために、「外国人出入管理令」のような一方的な追放はこのような韓国人に、少なくとも大韓民国の同意なしには適用できないようにしなければなりません。しかしこれは各個国(固)有の権限として持っている外国人追放権を制限するもので、日本の頑強な反対に逢着する憂慮があります。それなのでこれを修正してこのような大韓民国の国民は三年以内に日本の国籍を選択できるとし、帰化においての日本の裁量の余地をなくし、追放よりは日本の国籍を選択し、日本での居住権を得るようにする方策も考慮されます。

これに反して後者、即ち国籍選択権を付与することは、現在日本に居住している韓国人

を日本人として認定するのは不当なようだが、わが韓国と似た条件の国籍帰属問題の国際法上の先例としては、第一次世界大戦以後にドイツから独立したポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビアなどの各人で、ドイツ本土に居住していた者に対して、このような本国国籍を選択させた例がベルサイユ平和条約に規定され、いわば国際法的原則になるのです。この制度が前者に比べて特異な点は、一定の期間内に韓国の国籍を選択しない者は当然日本人になるので、前者の場合のような日本側でいわゆる「望ましい韓国人」だけを日本人にして日本に居住させることはできないし、韓国の国籍を選択しない者は日本が望むのか、望まないのかを問わず日本人として受け入れるしかなくなるのです。この場合に推測できるのは、韓国の国籍を選択した者に前述した永住権などの特権を付与するならば、本当に大韓民国の国民になることを願う祖国愛がある者だけが、大韓民国の国籍を選択するのではないかとということです。

在日韓僑の国籍帰属問題に関して上述した、ふたつの中のどちらを選ぶかということを決めていただくことを願うものであります。

在日韓僑の国籍に関する協定要綱

第一、「全般的国籍回復の場合」

第一条 日本国は一九四五年八月九日以前から日本に居住している韓人(韓日合併条約により日本の国籍を取得し、その後外国の国籍を

取得していない者とその子孫)は、大韓民国の国民であることを承認する。

第二条 日本国は前条の大韓民国の国民が日本に永久に居住する権利と、またいつでも大韓民国に退去する権利を保障する。日本国は前条の大韓民国の国民に対しては、大韓民国の同意なしには、如何なる理由によっても強制に退去させることはできない。

第三条 日本国は前条によつて日本に居住する大韓民国の国民に対して、その不動産、漁業権、鉱業権、企業権などその他一切の財産権の所有と経済的活動において、日本人と同一な保護を受けることを保障する。

第四条 日本国は第一条の大韓民国の国民が日本を退去する場合に、彼が所有していた不動産、漁業権、鉱業権、企業権など、その他一切の財産権を自由に処分し、その財産を自由に携帯できる権利を認定し、またこれに対しては一切の課税をしないことを保障する。

(本案の修正案) 第〇条 日本国は第一条の大韓民国の国民に対して、本条約発効後三年以内に日本の国籍を選択できる権利を認定する。

在日韓僑の国籍に関する協定要綱

第二、「国籍選択の場合」

第一条 日本国は一九四五年八月九日以前から日本に居住する韓人(韓日合併条約により日本の国籍を取得し、その後外国の国籍を取得していない者とその直系卑属)に対して、本条約発効以後三年以内に大韓民国の国籍を選択

する権利を認定する。

第二条 日本国は前条によって大韓民国の国籍を選択した大韓民国の国民に、日本に永久に居住する権利と、またいつでも大韓民国に退去する権利を保障する。

第三条 日本国は第二条によって日本に居住する大韓民国の国民に対して、その不動産、漁業権、鉱業権、企業権などその他一切の財産権の所有と経済的活動において、日本人と同一な保護を受けることを保障する。

第四条 日本国は第二条によって日本に居住する大韓民国の国民が日本を退去する場合に、彼が所有していた不動産、漁業権、鉱業権、企業権など、その他一切の財産権を自由に処分し、その動産を自由に携帯できる権利を認定し、またこれに対しては一切の課税をしないことを保障する。

占領期間中の韓国人（台湾人を含む）に対する法的措置概要

一、昭和二〇年一月占領基本司令で朝鮮人と台湾人は「解放された民族」liberated peopleとして取扱うことを明らかにした。

二、昭和二十一年一月五日総司令部の声明は、朝鮮への帰国を拒絶した朝鮮人は依然として日本国籍を保持しているものとし、国籍問題に対する最終的な決定は、講和条約が締結される時までは決定しないことを声明。

三、昭和二十二年五月二日外国人登録令を公布して朝鮮人と台湾人を登録させた。韓国人強

制送還の根拠は昭和二十三年六月二日総司令部覚書で朝鮮人を「特別地位の国民」Special Status Nationsに置くことを明白にした（この覚書の趣旨は、韓国人は日本人と同じではないが、しかし外国の国籍を持つことを意味するでもないということ）。

五、（四、六がないのは原文のママ）昭和二十一年一月一日から発効予定で外国人出入国管理令を決定。その概要は別紙と同じ。在日韓僑の国籍帰属に対する法務調査意見長官〇〇（三文字不明）は「朝鮮人の国籍は講和会議で正式に決定されるだろうし、現在は未確定状態にある。条約締結時に至っていない現在、彼らは日本国籍を喪失していないと見て、特に日本在住者においてはそうだ」という意見を正式に表示した。（昭和二十四年四月二十八日）

（昭和二十五年四月二十四日参議院法務委員会、村上朝一民事局長が政府委員として同じ趣旨の発言をしている）

七、昭和二十六年五月一六日渉外局から駐日大使への公簡「一九四五年八月九日以前に日本に入国した韓国人は、彼らの正確な国籍に関する決定的な措置が取られる時までは、外国人として取扱できない」。

（イー・ヤンス／韓国語通訳・翻訳家、日韓会

談文書・全面公開を求める会会員）